

1. 件名：「日本原燃(株)における新検査制度を踏まえた許認可手続に関する面談」

2. 日時：令和2年3月12日(木) 11時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、真田安全審査官、藤田安全審査専門職、松倉原子力規制専門員

日本原燃(株)

越智 常務執行役員 再処理事業部 副事業部長 他3名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新検査制度を踏まえた許認可手続に関する行政相談の申し出があり、当日提出資料に基づき面談を実施した。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点を伝えた。

- 日本原燃の再処理施設、廃棄物管理施設及びMOX施設においては、新規制基準適合に係る事業変更許可の審査中であり、4月から新検査制度を踏まえた許認可手続を並行して進める必要があるため、令和2年1月10日の面談(※)を踏まえ、許可事項や基準要求との対応関係を整理の上、設計及び工事の計画の認可(以下「設工認」という。)の申請の分割や濃縮施設での設工認、新検査制度を踏まえた許認可手続を含めた審査の優先度に関する日本原燃の検討結果を近日中に示すこと。
- 現在申請されている設工認の申請書の扱いについては、上述の分割、優先度等の状況に応じて適宜対応すればよく、一律に補正を求めることはしない。
- 新検査制度を踏まえた保安規定変更認可申請については、実用炉で事前申請があり審査が進められているため、その対応状況を参考にすること。
- 事業変更許可申請書に新たに添付することとなった品質管理に必要な体制の整備に関する説明書については、届出が有効になった以降

は新制度での運用となることから、必要な説明ができるよう検討しておくこと。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

## 6. その他

### 提出資料

「新検査制度における許認可手続きの考え方について」

### ※ 令和2年1月10日の面談

「日本原燃(株)再処理施設、廃棄物管理施設及びMOX施設に係る今後の設計及び工事の方法の認可申請予定に関する面談」